

理事会議事録

- 1 開催日時 平成 31 年 3 月 19 日（火）午前 10 時 30 分～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第 1 会議室
- 3 議事の内容

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

まず、本日の出席状況でございますが、理事定数 6 名以上 23 名以内、現在員数 21 名、本日の出席者 18 名でございます。従いまして、理事総数の過半数に達しておりますので、定款第 29 条第 2 項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、中村監事、後藤監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。

また、本日の議案について、特別の利害関係を有する理事の出席はございません。次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

資料 1 が平成 31 年度事業計画及び予算（案）になります。3 月 8 日付けで事前に資料を送付させていただきましたが、同日夕刻に大阪市のボランティア・市民活動総合支援事業の受託が決定したことに伴い、事業計画及び予算にその内容を追記したため、一部変更となっております。資料 2 が諸規則等の一部改正（案）、資料 3 が評議員会の開催（案）、それから報告資料として資料 4 が株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの協定について、資料 5 が災害対策に関する取組みについてでございます。

それでは、宮川会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

宮川会長

（あいさつ）

司 会

それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第 29 条第 1 項の規定により、その都度理事の互選とすることになっておりますが、こちらから、ご指名させていただきます、よろしいでしょうか。

（異議なし）

異議なしということでございますので、議長を宮川会長にお願いいたします。宮川会長、よろしくをお願いいたします。

宮川議長

まず、理事会の議事録の署名人ですが、定款第 30 条第 2 項に「出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する」と規定していることから、私と今回出席の中村監事、後藤監事が議事録に署名いたします。

両監事さん、どうぞよろしく申し上げます。

<第 1 号議案> 平成 31 (2019) 年度事業計画及び予算（案）について

宮川議長

それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第 1 号議案の平成 31 (2019) 年度事業計画及び予算（案）について、事務局から説明してください。

堀江課長

地域福祉課長の堀江でございます。

第1号議案、平成31(2019)年度事業計画及び予算(案)ですが、まずは事業計画(案)につきまして、ご説明申しあげます。

資料1の1頁をご覧ください。「Iの基本方針」でございます。

わが国では、少子・高齢化、人口減少社会を迎え、社会的孤立や貧困といった問題が個人や世帯で深刻化している中、全世代型社会保障の基盤強化に向けて、地域共生社会の実現をめざすとともに、働き方改革の推進や、福祉人材の確保等を図っていくこととしています。

本会においては、3カ年計画として「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定し、大阪市の「大阪市地域福祉基本計画」とも連携を図りながら、推進しています。

本年は、その2年目にあたり、「担い手」「居場所」「見守り」の3つの重点目標に掲げる取組みについて、絶えず評価・検証結果を反映しながら推進し、社会的孤立を防ぎ、人と人が支えあうことができる「地域づくり」をめざしてまいります。

市内には、高齢者や障がい者、児童等に関するさまざまな相談支援機関が多数あり、住民から多くの相談が寄せられているが、相談内容は複合的な困りごとを抱えていることが多く、その解決が困難な場合には、行政が核となり、全市的な包括的相談支援体制の整備を図ることになっています。

このような中、社協は、さまざまな事業を通じて構築してきた関係機関とのネットワークにより、専門的な相談支援等の窓口を拡げるとともに、地域での見守り活動などを通して住民自らが“困りごと”に気づき、専門職と連携し、解決を図っていくことができるよう、地域の福祉力の向上をめざします。

については、区社協への支援を一層強化し、市・区社協が一体となって大阪市地域福祉活動推進計画にもとづく取組みを進め、分野横断的かつ包括的に支援する体制を構築し、社協の総合力を一層発揮します。

また、近年、大規模災害が多発している中、初動対応を的確に進めるとともに、市民の生活復旧やその後の生活支援に向けて、迅速かつ効果的な支援が行えるよう、事業継続計画(BCP)を策定し、社協事業の早期復旧をめざすなど必要な災害対策を推進してまいります。

これらを推進する基盤として、職員一人ひとりが仕事へのやりがいを持ちながら、自身の将来像を描くことができる持続可能な組織運営をめざしてまいります。

今後も、地域で暮らす人々の信頼に応えるため、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現をめざし、各区社協をはじめ、市民、行政、社会福祉関係団体・施設、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業などと連携を密にし、地域福祉を一層推進します。

続きまして、2頁「IIの平成31年度事業」でございます。ただいまご説明いたしました基本方針に基づき、本会が取り組むべき事業内容について記載しております。

主な内容につきましてご説明いたします。

1の「自律的な事業運営に向けた組織基盤の強化」につきましては、平成29年度から設置しております「市・区社協経営計画会議」を定期開催しておりまして、社協をとりまく現状をふまえ、市・区社協が一体感をもって、全市的な共通の課題に対して具体的な対応策を検討するとともに、本年4月から順次施行される「働き方改革関連法」などの外部環境の変化も考慮しながら、安定した組織運営と事業実施

体制の構築、人材育成の強化等に取り組んでまいります。

2の「大阪市地域福祉活動推進計画」の推進につきましては、平成30年3月に策定いたしました「大阪市地域福祉活動推進計画」の推進2年目といたしまして、前年度の評価・検証結果をふまえ、重点目標の「地域福祉を担う人を広げる」「人が集い・つながる場を広げる」「地域で見守り・気にかけて関係を広げる」の3つに係る取組みを推進し、今年度も評価をしっかりと行い、結果を反映して、地域福祉活動をさらに推進してまいります。

3頁の3「地域生活課題をふまえた地域福祉活動推進の支援」につきましては、区の地域福祉推進の中核を担う区社協への支援を強化し、関係機関と連携しながら、地域福祉活動の推進を引き続き実施してまいります。

(2)の地域こども支援ネットワーク事業の推進は2年目の取組みとなりますが、昨年度からの継続内容に加えまして、今年度新たにこども食堂等、活動者のための「こどもの居場所あんしん保険」の実施、こども食堂等を利用しているこどもや保護者、活動者、社会福祉施設、企業等との協働による福祉体験キャンプの実施、こどもの居場所に関する調査研究を実施していくこととしております。

4頁の(5)「善意銀行の運営」でございますが、平成31年2月22日に株式会社セブン-イレブン・ジャパンと締結した「商品寄贈による社会福祉貢献活動 寄贈品に関する協定」に係る取組みをはじめとし、企業等によるCSR(社会貢献)活動と連携し、おもに物品寄附を介して、生活に困難を抱える個人や世帯への支援を一層推進していくこととしております。株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの協定に関する内容は、後程詳しくご説明させていただきます。

5頁の4「総合的な相談支援体制の充実」でございます。地域の見守り活動による支援と専門的な相談支援機関による支援の相乗効果により、地域での包括的・総合的な支援体制が推進されていくことを踏まえまして、社協で現在実施している見守り相談室、生活困窮者自立相談支援窓口、地域包括支援センター等の事業別の全市的な連携強化と併せて、区社協内における部門間の横断的・包括的相談支援体制の構築に向け、支援を強化してまいります。

6頁の5「権利擁護に関する取組みの推進」ですが、昨年度、権利擁護を推進するため、「あんしんさぼ一と事業(日常生活自立支援事業)」と「成年後見支援センター事業」の両事業の連携強化のため、あんしんさぼ一と事業の事務局を「社会福祉研修・情報センター」に移し、進めてきたところです。この2事業の連携は引き続き強化するとともに、特に成年後見支援センター事業は、広報や相談機能の充実を図ることと、市民後見人の活動を広げていくための養成・支援に向けた取組みを一層推進してまいります。

7頁の6「大規模災害発生時に備えた災害対策の推進」をご覧ください。昨年度は大阪北部地震や台風21号等自然災害が非常に多かった一年でございましたが、その時の災害対応での課題をふまえまして、初動対応や関係機関との連携、災害訓練の継続実施や安全な職場環境の整備、災害時のボランティア活動支援体制の構築、災害時における事業継続計画(BCP)の策定に取り組んでまいります。

7頁の6の(2)のウ ライオンズクラブとの「災害時のボランティア活動支援に関する協定」及び、8頁の6の(3)に記載しております区社協で実施された「屋根のシート張り講習会」につきましては、後程別途ご説明させていただきます。

8頁から9頁に記載の7「ボランティア・市民活動の推進・強化」につきまして

堀江課長

は、会議冒頭の資料説明の際にもご説明させていただきましたとおり、事前に資料を送付させていただきました際には記載しておりませんでした。9頁の(4)大阪府市民活動総合支援事業の実施について、追記しております。

これにつきましては、資料送付後に、大阪市から、「大阪府市民活動総合支援事業」における、ア、イ、ウに記載の3業務の受託が決定したことによります。

これにより、各区ボランティア・市民活動センターとの連携を一層密にし、担い手育成に関わる福祉教育やボランティア・市民活動に関する情報発信を強化し、普及・啓発に取り組むとともに、市民、市民活動団体、企業等の連携・協働をすすめ、市民活動や社会貢献活動を円滑に進めることができるよう、総合的に支援してまいります。

9頁の8「中立・公正な立場にたった事業の展開」、9「福祉人材の養成及び情報の発信」については、内容の充実を図りながら引き続き取り組んでまいります。

11頁の10「福祉関係機関、団体との連絡協調」の(1)民生委員・児童委員との連携につきましては、特に見守り活動については引き続き連携を強化していきたいと考えております。また、(3)及び12頁に移りまして、(6)の大阪府社会事業施設協議会との連携や支援につきましては、先ほどご説明させていただきました善意銀行における株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの協定に関する取組みや福祉人材・定着に関する取組み、社会福祉法人の地域における公益的な取組みなど、様々な場面において市内で約1000あります社会福祉施設と一層連携を強化していくこととしております。

最後になりますが、12頁の11「広報啓発活動の充実」でございます。(1)にも記載させていただいておりますが、効果的な広報戦略をたてるとともに、情報を必要としている対象者に“届く広報”を意識して情報の発信に努めてまいります。これにつきましては、本会で発行しております3種類の広報誌やホームページの枠を超えて、事業そのものをどう住民のみなさまに発信していくのか、これが本会の信頼性や透明性の向上につながり、社会福祉協議会の理解者・支援者を拡充していく、さらには地域福祉の担い手を広げる取組みにもつながっていくことから、本会全体で進めていきたいと考えております。

以上、平成31(2019)年度事業計画(案)についてご説明させていただきました。

真鍋課長

総務課長の真鍋でございます。続いて、平成31年度予算(案)について、ご説明申し上げます。

13頁の「平成31年度当初予算(案)について(概要)」をご覧ください。

まず、法人全体の状況をご説明いたします。

(1) 予算総括表をご覧ください。収入額ですが、最上段、事業活動収入が43億7,200万5千円、その2段下、その他の活動収入が6億3,799万8千円で、合計しますと50億1,010万3千円で、前年度当初予算の収入合計に比べ、8,505万7千円の増となっております。

次に支出額ですが、最上段、事業活動支出が44億8,363万7千円、その下、施設整備等支出が283万7千円、その下、その他の活動支出が4億4,761万9千円、更にその下、予備費支出が1,321万6千円で、合計しますと49億4,730万9千円で、前年度当初予算の支出合計に比べ、1,785万円の減となっております。

この結果、収入から支出を差し引いた法人全体の資金収支差額は、プラス6,269

真鍋課長 万4千円となります。

(2) 予算の内訳をご覧ください。年度単位で事業を計画・実施します法人運営事業及びその他の事業では、収支差額は0円であり、収入に見合った支出を計上しております。一方、善意銀行事業・ボランティア活動振興基金事業・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、今まで蓄積しました基金等の範囲内で助成及び貸付を行う事業のため、収支差額が発生します。平成31年度予算については、収支差額はプラス6,269万4千円となりますが、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の継続実施に伴い、以降4年間分の貸付資金補助金及び事務費8,787万9千円が一括して収入予定であること等が原因となっております。

次に、14ページの「2収入の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。貸付事業収入は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業において予算計上されているもので、今回予算から新たに計上されたものとなっております。本事業においては、ひとり親家庭の親の自立の促進を目的に、養成機関への入学資金等を貸し付けておりますが、養成機関を修了し、資格取得から1年以内に就職する等といった条件を満たさない場合には、貸付資金の返還を求めることとなっております。今回、借受者1名について、返還を求めるものでございます。

基金積立資産取崩収入は、ボランティア活動振興基金事業において運用中の債券5億円が、平成31年6月18日に満期を迎えることから、その収入を予算計上するものでございます。この5億円につきましては、事業の継続実施に必要な資金を事業資金として残しつつ、残額を再度運用することで事業の効果的な継続を図ってまいります。

その他の活動による収入は、先ほども申しあげましたように、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業において、事業の継続実施に伴い、以降4年間分の貸付資金補助金の収入を計上したものでございます。

続いて、資料15ページの「3支出の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。基金積立資産支出は、ボランティア活動振興基金事業において満期を迎える債権5億円のうち、再運用予定額4億円を計上したものでございます。

積立資産支出は、被災時の被災者支援を目的として設置しております「大阪市災害時ボランティア活動支援積立金」への積立を予算計上したものでございます。今年度会計において、大阪北部地震等の見舞金として和歌山県社協・神戸市社協・京都市社協・堺市社協から総額50万円をいただき、同額を「大阪市災害時ボランティア活動支援積立金」へ積み立てております。現在の積立金残高は350万円となっておりますが、大規模災害に備え、今後も計画的に積み立てていく必要があることから、法人の自己資金による積立を予算計上したものです。

予備費支出については、働き方改革法案の施行に伴う対策、区社協事業への支援、その他として計上しております。

最後に、資料16ページの「4事業別支出予算額の状況」について、主な増減理由をご説明いたします。

まず、法人運営事業において、先ほど申しあげた働き方改革対応予算のほか、5年前に事務局で一括購入したパソコンについて、WindowsによるOSのサポートが終了することに伴う買換え経費を計上しております。

地域子ども支援ネットワーク事業は、子ども食堂等の活動者に係る保険事業の新規実施経費178万円を計上しております。

真鍋課長 要介護認定訪問調査事業は、調査件数の増加見込みにより約 4,000 万円の予算の増加を見込んでおります。

ボランティア・市民活動センター事業は、市民活動総合支援事業において、大阪市の公募事業を新たに 2 事業受託しましたことから、1,659 万 4 千円増の 3,155 万 5 千円を計上しております。

社会福祉・研修情報センター事業は、予算額の若干の減少が見込まれますが、これは、全社協からの受託事業である介護職員実務者研修事業において、受講者数の減少が見込まれるために予算が減額となったものであり、研修情報センターの指定管理運営事業については昨年度と同様の予算規模となっております。

職員費調整事業は、定年退職等による高年齢層の減少と、職員の新規採用による若年層の増加により、人件費の総支出額の減少が見込まれることによるものです。

ボランティア活動振興基金事業は、前述のとおり、債権の満期取崩しに伴う再運用を予算計上していることによるものです。なお、本事業における助成金支出については、平成 31 年度予算から実際の支出に見合った予算計上（1 億 2,218 万円から、7,258 万円）に減額調整しております。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、事業継続により周知度が上昇しておりますことから貸付件数の増加が見込まれるため、助成金支出について 1,000 万円の増を見込んでおります。

収支予算書（総括表）及び事業毎の収支予算書につきましては 17 頁以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、平成 31（2019）年度事業計画及び予算（案）についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

宮川議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

右田理事 いくつか質問がありまして、まずは 13 頁の予算の総括表ですが、施設整備費等支出が 15 頁の固定資産の取得の支出と理解すればいいのでしょうか。それから社会福祉研修・情報センターの予算が減となっていることについて、研修受講者の数が少なくなったと説明もありましたが、動向を教えてくださいませんか。

真鍋課長 一つ目の質問ですが、施設整備費等支出については、働き方改革関連法の施行に伴う対応として勤怠システムの構築とパソコンの買い替え経費を計上しているものでございます。

社会福祉研修・情報センターにおける介護職員実務者研修の受講者数の減少にあたる動向等については、同センター所長の西山から回答させていただきます。

西山所長 社会福祉研修・情報センター所長の西山でございます。

ご質問がございました、介護職員実務者研修については全国社会福祉協議会から平成 28 年度から受託をしているところでございます。初年度は受講者が 20 名、翌年の 29 年度は受講生が 10 名に減少しました。今年度については定員 24 名のところ、受講者が 3 名という状態で運営をしております。受講者が減少すれば、全社協から入ってくる受託金も減少することになり、講師の方にお支払する謝金、会場代等、運営に係る経費もございますので今年度は赤字になろうかと思っております。大阪市

西山所長 内において、同様の研修を開催している民間団体が 38 団体ございまして、大阪府社協においても定員を割っているという状況をお聞きしております。31 年度につきましては、10 名の定員で実施を考えており、枠が減ったため、予算も減ったということになります。ただいま受付期間中でございますが、出足は芳しくなく、現在 3 名からお申込みいただいております。以上でございます。

右田理事 減少している理由、背景はどのようなものをお考えでしょうか。

西山所長 全社協の受講料が 14 万 5 千円となっておりまして、他の民間団体でございますと 11 万円台とか、10 万円を切るような民間団体もございます。他の民間との競争は正直厳しいところがあります。私どもは大阪市社協の看板、しっかりしているということとさせていただいていると考えておりまして、研修のプログラムを申しあげますと、医療的ケアが 3 日間、介護過程が 7 日間の 10 日間で実施をしておりますが、他の民間においては、土日コースの 7 日間で済むというところもあれば、自施設の職員を対象に、自施設を会場として実施しているところもあります。そういう部分を比較した時に、私どもは少し弱いかなと思います。

宮川議長 他にご意見ございませんでしょうか。ないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第 1 号議案は、原案どおり決定されました。

＜第 2 号議案＞ 諸規則等の一部改正 (案) について

宮川議長 続きまして、第 2 号議案の諸規則等の一部改正 (案) について、事務局から説明してください。

真鍋課長 第 2 号議案、諸規則等の一部改正 (案) について、ご説明申し上げます。

お手元の資料 2-1 をご覧ください。「専決規程」の一部改正 (案) でございますが、職員の勤怠に係る事務の効率化を図るため、主幹級以下の年次休暇や休日出勤、市内出張に関する事項を総務課長の専決事項として追記するものでございます。

続きまして、資料 2-2 「職員就業規則」の一部改正 (案) をご覧ください。働き方改革関連法の施行に伴い、10 日以上年次有給休暇が付与される職員は、5 日間の年次有給休暇を取得しなければならないことから、その旨を第 18 条の 5 に規定するものです。その他、欠勤及び休職に係る考え方や手続きの整理のため、一部改正いたします。

なお、資料 2-3 「常勤嘱託就業規則」の一部改正 (案)、資料 2-4 「臨時職員就業規則」の一部改正 (案)、資料 2-5 「特別臨時職員就業規則」の一部改正 (案) につきましては、職員就業規則と同様に働き方改革関連法に対応するため同様に一部改正いたします。

続きまして、資料 2-6 「休職及び復職規程」の一部改正 (案) につきましては、現在、職員が休職する場合、本人の願いと主治医の診断書をもって会長が決定し、復職を希望する場合は、本人の願いと主治医の診断書をもって、本会産業医に意見を求め、リハビリ勤務等を経て会長が復職の可否を決定しています。今回の改正案は、

真鍋課長 休職に入る前にも産業医の意見を聴くことで、職員がスムーズに復職できるよう規定するほか、休職及び復職に係る手続きについて明確化するものでございます。

最後の資料 2-7「給与規則」の一部改正（案）につきましては、管理職員特別勤務手当につきましては、実態がないことから、廃止するものでございます。

以上、諸規則等の一部改正（案）について、ご説明申しあげました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

宮川議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

永岡副会長 今回改正されることで年次休暇の取得について改善していくと思いますが、実際進めていくにあたり問題点や難しい部分はあるのでしょうか。

真鍋課長 固有職員については、採用月に応じて年休を付与しており、基本的には6月に20日付与しています。常勤嘱託職員についても採用から2ヶ月後に15日の付与をしていますので、働き方改革関連法において年休を年5日取得する対象の職員となります。若干名ではございますが年休を5日取得できていない職員もいますので、計画的な年休取得と、年休を取りやすい環境づくりについて区社協事務局長会等で周知しているところでございます。

宮川議長 他にご意見ございませんでしょうか。ないようでございますので、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

<第3号議案> 評議員会の開催（案）について

宮川議長 続きまして、第3号議案 評議員会の開催（案）について、事務局から説明してください。

浅井局長 事務局長の浅井でございます。

第3号議案 評議員会の開催（案）につきまして、ご説明申しあげます。資料3をご覧くださいと存じます。

定款第14条におきまして、評議員会は法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集すると規定しておりますことから、今回、お諮りするものでございます。

開催日時及び開催場所につきましては、平成31年3月26日（火）、午後1時30分から市立社会福祉センターの第1会議室で開催いたします。

議案につきましては、平成31（2019）年度事業計画及び予算（案）でございます。

報告につきましては、本日、ご承認いただきました諸規則等の一部改正、株式会社セブシーイレブン・ジャパンとの協定について、ライオンズクラブ国際協会 335-B 地区との協定について、区社協における屋根のシート張り講習会についてでございます。

以上、評議員会の開催（案）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしく願い申しあげます。

宮川議長 　ただ今、評議員会の開催（案）について、説明がありました。ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定されました。予定の議案は以上ですが、報告事項について事務局から説明してください。

中川部長 　企画調整担当部長の中川でございます。
報告事項につきまして、一括してご報告させていただきます。資料4をご覧ください。

まず、(株)セブン-イレブン・ジャパンの社会福祉貢献活動寄贈品に係る取組み報告でございます。

コンビニエンスストアのセブン-イレブン・ジャパンは、社会貢献活動の一環として、地域の子どもへの支援や生活に困難を抱えた個人又は世帯に対し、店舗の改装時等に生じる在庫商品の一部を活用して支援する取組みを実施しています。このような活動は、これまで横浜市、京都市、滋賀県、神戸市などで取り組まれておりましたが、この度、大阪府下でも取組みが始まることとなり、先月、2月22日（金）に、(株)セブン-イレブン・ジャパンと、本会・大阪市、大阪府社協・大阪府、堺市社協・堺市の7者で協定を締結いたしました。

セブン-イレブンからの寄贈品は、本会の善意銀行で、預託及び払出の取扱いをし、払出先については、「地域子ども支援ネットワーク事業」に登録している団体や大阪市社会事業施設協議会を構成する6団体に加盟する社会福祉施設などをはじめ、地域福祉の推進に係るさまざまな団体へ周知し、払出を行うことにしています。

また、寄贈品が大量になることも想定されますので、保管場所として、本会事務局のほか、中央区社会福祉協議会、天王寺区社会福祉協議会にもご協力いただき、計3か所で保管し、払出団体へ引取りをお願いすることになっているところです。

協定締結以降、閉店した4店舗分の寄贈があり、段ボール計95箱分の需給調整を行いました。多い日は40箱ほどあった状況でございます。

では、前方のスクリーンに、商品の寄贈から払出まで、実際の映像を映し出させていただきますので、ご覧ください。

こちらは、2月28日の様子を映したものでございます。店舗が閉店した日に、トラックで、寄贈品を本会の指定場所へ運んでくれている場面です。この日は保管場所として、天王寺区社協をお願いをしておりました。

まず、中身を確認しながら、地域子ども支援ネットワーク事業に活用していただけるものや生活困窮者支援等に活用できるものなどに、ざっと仕分けします。

このときは、ペットボトル飲料や日用品が多くありましたが、店舗により寄贈品の中身は変わってきます。その後、あらかじめ調整しておりました払出先、この日は波除福祉会の安治川保育園さんでしたが、園の車で職員さんが引取りに来られました。このあと、必要な団体や人に、お渡しされていきます。

ちなみに、安治川保育園さんが取りに来られた車は、本会善意銀行の地域福祉活動に係る車両購入費用助成により購入された車両です。

映像は以上でございますが、セブン-イレブンからは、今後も1カ月に2～4前後の閉店が見込まれると、お聞きしておりますので、引き続き支援を必要としている団体や人にお届けできるよう、取り組んでまいります。

中川部長

続きまして、「ライオンズクラブ国際協会 335-B 地区との協定締結について」でございます。資料 5 の 1 頁をご覧ください。

昨年 11 月 20 日に開催しました理事会において、本会の災害対応に関する説明に加え、ライオンズクラブ国際協会 335-B 地区との災害支援に係る協定について、調整中と報告させていただいたところでございますが、去る 2 月 6 日に「災害時におけるボランティア支援に関する協定」を締結いたしました。前方のスクリーンには、締結式の写真を映し出しております。

本協定は、災害発生時に本会が設置する、災害ボランティアセンター等の設置・運営や災害ボランティア活動等への支援を、迅速かつ効果的におこなうために、ライオンズクラブ会員の方が持つネットワークにより、人的・物的な支援を受けることができるようになるもので、今後の災害対応を行っていくうえで、重要な協定であります。

具体的には、被災地内外におけるボランティアの移動に係る車両等の輸送手段の手配・提供や、被災地災害ボランティアセンター及び被災地外のボランティア活動支援拠点の設置・運営並びに被災地でのボランティア活動のための資機材の提供等について協定しています。

2 月 6 日の協定締結日には、大阪府社協、和歌山県社協、堺市社協も同時に、ライオンズクラブ国際協会 335-B 地区との協定を締結されました。

次に、ライオンズクラブの主な活動例を前方スクリーンに映し出しておりますので、ご覧ください。これは、南海トラフ地震を想定して、和歌山県からの要請により、ライオンズクラブから緊急避難のための子ども用ライフジャケットを贈呈した際の写真です。続きまして、6 月 18 日に大阪北部地震が発生した際に、茨木市社会福祉協議会からの要請を受け、当時、入手するのが大変困難であったブルーシート 100 枚と土嚢袋 3,000 枚を寄贈した際の写真です。

災害が発生した際には、密に情報連携を行い、必要に応じた支援を受けることが可能となります。今後は、各区社協と、区レベルのライオンズクラブとの協定締結に向けて、本会の方で調整しながら、すすめてまいる予定としておりますので、よろしく願いいたします。

最後に「屋根のシート張り講習会について」でございます。前回の理事会で、本会では 10 月 6 日に開催したことを、ご報告申し上げたところでございますが、その後、淀川区社協と 東淀川区社協で、また住之江区社協・住吉区社協の共催により、講習会が開催されました。本日ご出席の三田理事から、まず淀川区社協での講習会について ご報告いただき、その後、事務局から東淀川区社協、共催で実施した住之江区社協・住吉区社協での講習会についてご報告いたします。それでは三田理事からご報告をお願いいたします。なお、前方のスクリーンでは講習会の様子を投影いたしますので、ご覧ください。

三田理事

淀川区社会福祉協議会の三田でございます。屋根のシート張り講習会につきましてご報告させていただきます。

昨年の 9 月に台風が上陸し、大阪市内でも被害が出ました。淀川区は 18 地域ありますが、新大阪付近の高層ビルが多い地域と、淀川あるいは神崎川の堤防付近の木造一軒家が多い地域とでは事情も異なりまして、それぞれどういう対応をしたか、意見交換をしようということで 10 月末に防災井戸端会議を淀川区社協で開催

三田理事

し、同じ淀川区でも違いがあるということを理解しました。そのなかで、屋根のシート張りの講習をしている団体があるということを聞きまして、一度招いて講習会をしようということで、資料にもありますとおり2月9日に淀川区社協で講習会を開催いたしました。

来ていただいた団体はレスキューアシストという団体で、茨木を本拠地として活動をしており、8年前の東日本大震災をきっかけに結成された団体です。熊本地震や西日本豪雨災害、大阪北部地震等でも活動されています。

2月9日当日はまず、脚立の安全な取扱いを教えてくださいました。続いて屋根の模型を使って、実際にブルーシートをかけるという講習をさせていただきました。

シートといってもブルーシートやシルバーシートなど色々な種類がありまして、屋根に張る場合は絶えず日光にあたることになるので、すぐ劣化してしまわないように、ある程度の基準のものを揃えないといけないということが分かりました。そのほかどんな用具を使うのか、どういう板を使ったらいいのか、ロープにしても人体を支えるロープはこんなロープがいいといった具合に教えてくださいました。実際にするとなると工具がないと難しい面もありますが、知らないことをたくさん教えていただいて、有益な講習会だったと思います。

その後、各地域で避難所開設訓練あるいは防災訓練を実施されていますので、その経験に基づいて3月29日に再度井戸端会議を開催して、情報交換をする予定です。

防災対策に正解はなく、先ほども申しあげましたように地域によって違いもありますし、色んなことを知り、みんなでできることを取り入れて、その地域の防災力を高めていきたいと思っています。シート張り講習会を実施されていない区がございましたら、ぜひ開催されてはと思います。

以上で報告を終了します。

中川部長

ありがとうございました。

続きまして、東淀川区で開催されました防災講習会「災害にそなえる」について、同じようにスクリーンに写真を映して報告させていただきます。

東淀川区社協では、区役所や消防署との共催で、3月5日に開催したところ、26人の参加がありました。当日は、区民の防災意識を高めるため、シートの張り方講習の他、区役所や消防署、区社協からの講義を交えた内容となりました。開催にあたっては、区内の工務店にも声かけし、専門的な知識や技術を持つ7人の方の参加があり、平時からのつながりづくりの一助になったとお聞きしております。参加者からは「シート張りの実践体験ができて大変よかった」「災害について、区役所や消防、社協の話が一同に聞ける講習会はあまりないので、よかった」、工務店関係者からは、「ボランティア活動をできるときは、是非させていただきたい」などの声があったと報告を受けています。

続きまして、住之江区社協と住吉区社協との共催で3月17日に開催されました「屋根のシート張り講習会」について、同じようにスクリーンに講習会の様子を映し出してしております。本講習会には、36人が参加しました。講習会では、シート張り講習の他に、参加者に対して、災害時における社協や行政、地域の役割や住民相互の助け合い活動の必要性についての理解を促すため、「災害時の社協の役割、地域による助け合いについて」の講義を交えての開催となりました。参加者からは「災害

中川部長 は予知できないが、必ず起きるものであるため、普段からの備えが必要だとわかった」、「実際に屋根に登ることはできないが、地上で手伝えることもあることがわかった」等の声があったと報告を受けています。

本会としては、今後も引き続き、災害支援活動が可能なボランティア・担い手の拡大を図っていくことが重要であると考えております。理事の皆さま方には、今後ともご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

報告事項は以上でございます。

宮川議長 ただ今の報告について、ご意見・ご質問はありませんか。ご意見・ご質問がないようでございますので、以上をもちまして、議長役終わらせていただきます。

長時間にわたり、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会 それでは、閉会にあたりまして、永岡副会長からごあいさつを申し上げます。

永岡副会長 (あ い さ つ)

司 会 これをもちまして、理事会を終了させていただきます。

今後の予定でございますが、平成 30 年度事業報告及び決算についてご審議いただきます理事会を 2019 年 6 月 5 日（水）午前 10 時 30 分から大阪市立社会福祉センターで開催いたします。

また、理事・監事の任期が 2019 年 6 月 21 日（金）の評議員会終結時までとなっておりますことから、同日の評議員会において新たに理事・監事を選任することになります。

つきましては、会長・副会長・常務理事を選任する理事会を 2019 年 6 月 21 日（金）午後 4 時から、たかつガーデンで開催いたします。後日、文書にてご案内いたしますので、ご予定いただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。